



広報

# よひた



第1回

## 与板河川公園まつり 顔・かお・KAO



音楽あり、歌あり、踊りあり。

会場となった河川公園には、大勢の方が訪れ、盛り沢山のイベントを楽しみながら、思い思いの春を満喫しました。

実行委員の皆さん、大変お疲れ様でした。

## 今月のページ

ご存じですか  
志保の里荘デイサービス 2~4

第1回河川公園まつり 5

まちの話題 10~11

5月 No. 335

(平成6年5月10日)

広報 かほく 5月号  
1994 No.335



上原 雄太くん  
(岩方) 上原幸雄さんの長男

わいわい

わが家の

みなさんこんには、僕上原  
雄太です。二月二十日に満一才  
になりました。

「僕、男の子だぞ!」今なら大  
きな鯉のぼりが泳いでいるから  
すぐに雄太の家がわかるよ。

ちっちゃくて白だから、初めて  
会う人はみんな「女の子ですか?」って聞かれるんだ。

「僕、男の子だぞ!」今なら大  
きな鯉のぼりが泳いでいるから  
すぐ会うよ。僕上原  
雄太です。二月二十日に満一才  
になりました。

「僕、男の子だぞ!」今なら大  
きな鯉のぼりが泳いでいるから  
すぐに雄太の家がわかるよ。

みんな、僕が歩きはじめるの  
を楽しみにしているみたいだけ  
ど...でも、僕ハイハイのほけ  
ぐつたり、すべり台を登つたり、  
みんな僕についてくるのが大変  
なんだから。

今度僕をみかけたら「ゆうた  
くん」って声をかけてね。手をた  
づつて笑顔で答えるからね。  
じやまた、バイバイ。

## 愛! それは献血

### 「ゆうあい号」来町

1世帯で1人、  
1年に1回ずつ献血しましょう!!  
~献血でともせ 愛の灯 命の灯~



### 講演会のご案内 「外から見た与板」

町の面積  
20.05平方キロメートル  
男 3,653人 (+3人)  
女 3,770人 (-3人)  
計 7,423人 (±0人)  
世帯数 1,858戸 (+9戸)

出生 3人 死亡 4人  
転入 27人 転出 26人  
(4月30日現在)

人口のうごき  
新潟県  
与板町

### 越後瞽女唄ツアー 竹下玲子コンサート

- とき 5月15日(日)  
午前9時30分より
- ところ 町民体育館  
第3会議室
- 講師 吉田 洋氏  
(群馬県安中市出身)
- 主催 与板日々の会
- とき 5月21日(土)  
午後7時開演
- ところ 中町蓮正寺
- 主催 ネットワークin  
よいた  
とまとの会
- 後援 与板町教育委員会

今年の春は、異常と思え  
る程良い天気が続き、河川  
公園まつりで主役となるは  
ずの桜も、早く咲きすぎて  
しまったようです。それに  
しても、二百本もあるとは  
思いませんでした。

天気と言えば、広報の取  
材で気になるのも空模様。  
予定していた行事が無くな  
ったりすると代わりに何を  
したと頭を悩ます事に。こ  
れからも?精進良くして天  
候に恵まれますように。

編集室



「おはようございます」  
朝九時、リフト付きバスで家  
庭の玄関まで迎えに行きます。  
寝たままや、車いすでも乗り降  
りができ、とても便利です。



「入浴で気分スッキリ」  
寮父・寮母が介助して、いよいよ入浴です。浴槽は寝たまま入れる特殊浴槽と、腰を掛けたまま入れるリフト付きの中間浴槽があります。

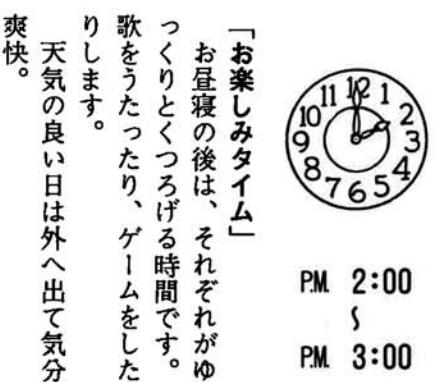


「お茶やジャースで水分補給」  
お風呂に入つて気分も体も軽くなつたら、少し体を動かします。

「おなかすいた、いただきます」  
昼食は利用者に応じて施設で調理します。栄養士さん、調理員さんの心のこもったおいしい食事をどうぞ。



「さようなら、またどうぞ」  
センターでの一日が終り、リフト付きバスで家までお送りします。また次の日をお楽しみに。



「お楽しみタイム」  
お昼寝の後は、それぞれがゆっくりとくつろげる時間です。歌をうたつたり、ゲームをしたりします。

天気の良い日は外へ出て気分爽快。

●デイサービスセンターとは……介護を必要としている寝たきりのお年寄りなどから一日過ごしていただく施設です。ボランティアの養成や家庭介護教室なども行います。	協議会（志保の里荘内）へ電話でお申し込み下さい。申し込みされた方は志保の里荘から訪問に伺います。その際に申請手続きをしていただきます。
●利用できる人は……介護を必要としている方ならどなたでも利用できます。軽い痴呆や身体の弱い人、寝たきり状態の方などを希望に応じて1週間に1～2回程度、日中お世話します。	●利用料金は……1ヶ月分まとめて後日送付される納付書により金融機関へ納入していただきます。
●利用の手続きは簡単です……役場住民課社会福祉課又は町社会福祉	入浴（1回につき）580円 昼食（1回につき）230円

—こんなことをします—

## デイサービスの一日

あなたの“いい気分”応援します

### 志保の里荘デイサービス



昨年七月にオープンした、健康福祉センター「志保の里荘」。開館以来、鉱泉「杖の湯」や屋内ゲートボール場が好評で、町内外から大勢の利用者で賑わっています。ところで、この志保の里荘にはもう一つの顔（機能）があるのをご存じですか。寝たきりのお年寄りや身体の不自由な方なら誰でも利用できる「デイサービスセンター」がそれです。本格的な高齢化社会を迎えて、在宅介護の手助けとして運営されており、現在八十四名が登録し、一日平均十五十五名の方が利用されています。

今月号では、そんな「デイサービスセンター」を特集してみます。





5月

# お知らせ

〈与板町役場〉  
☎ 72-3100  
〈教育委員会〉  
☎ 72-3528  
☎ 72-3945

国民年金保険料の支払いは、  
金融機関で一度手続きをしま  
すと、あなたの指定した預貯金  
口座から毎月自動的に納められ  
ます。納期限を気にする必要も  
なく、納め忘れる心配もありません。

詳しいことは与板町役場年金  
係までお問い合わせ下さい。

ひとり暮らしの高齢者に  
対し、「お元気ですか訪  
問」を実施いたします

所（☎ 三三一四九二〇）へ問  
い合わせて下さい。

中島万裕さん  
（原）  
与板小学校六年松組

町社会福祉協議会より寝たき  
り老人介護手当支給について

障害の程度がAと判定され、  
日常生活において介護を必要  
とする方。

町長が必要と認めた方。

介護手当の額は、月額五、〇  
〇円で、年三回（八月・十二  
月・四月）に支給します。

なお、特別障害者手当等の受  
給者は該当いたしません。

対象と思われる方は、地区民生  
委員と相談され、申請書を提出  
して下さい。

詳しくは、与板町社会福祉協  
議会（志保の里荘内）☎ 七二  
一四六四九へおたずね下さい。

※詳しくは、与板町役場年金  
係までお問い合わせ下さい。

詳しいことは与板町役場年金  
係までお問い合わせ下さい。

# 下水道事業にご協力を



健康で快適な環境づくりを進める  
為、本年度も下水道工事が始まりま  
す。今回の工事予定区域は図のとお  
りです。

工事期間中は交  
通規制をはじめ、  
騒音・振動等で皆  
様にご迷惑をおか  
けしますが、ご協  
力をお願いします。

バードウォッチングへのお誘い  
カード  
一、対象者  
昭和十九年四月一日から昭和  
二十年三月三十一日までの間に  
結婚した夫婦及び過去に申し出  
しなかった夫婦

二、申出期限  
平成六年五月三十一日まで

三、申出場所  
社会福祉係

四、連絡先  
与板土木事務所前

五、その他  
小林茂樹（堂前中  
島町☎ 71-11549）  
五、その他  
小雨決行（雨天の  
場合は六月十二日（日）に延期）

国民健康保険税（2期5月分）  
固定資産税（第1期）  
軽自動車税  
納期限は：5月31日です

下水道水洗化に伴う  
融資制度をご利用下さい

町では、今まで使用してい  
た、くみとり便所を水洗トイレ  
に改造する場合や、浄化槽を廢  
止して下水道に直接流す工事等  
をする場合に、これらに必要な  
資金を融資いたしております。  
本年度において、この融資制  
度をご利用される場合、その利  
度をご利用される場合、その利

率が次のとおりにかわりました。  
排水設備の関係でトイレ・台所  
・風呂場等を増改築する場合には、  
これらの改修資金も融資の  
対象となりますので、皆様のご  
利用をおすすめいたします。

なお、申込みは町内の金融機  
関において、手続きをお願いい  
たします。

夫婦に長寿と円満を祝つて、県  
県老人クラブ連合会では、本  
年度結婚五十年を迎えたご  
夫婦に揮ごうされた色紙を贈呈  
いたします。

本年度より在宅で寝たき  
り老人及び痴呆老人等を介護し  
ている方に対し、介護手当を支  
給する事業を実施します。  
この制度の対象となる方は、  
与板町に住所を有し、次の（一）  
(五)のいずれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。  
(一) 六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。

（二）六十五歳以上の方で、日常生活  
における問題行動（火の  
扱い・徘徊・不穏行動・失禁  
等）を起こし、介護を必要と  
する方。

（三）重度身体障害として、身体  
障害者手帳の交付を受け、障  
害の等級が一級か二級の者で、  
日常生活において介護を必要と  
する方。

（四）重度精神薄弱児者として、  
療育手帳の交付を受け、その  
利用をおすすめいたしました。

（五）いざれかに該当する者を自  
宅で介護している方です。

（一）六十五歳以上の方で三ヶ月  
以上にわたって常時臥床し、  
食事・排泄・入浴等の日常生活  
に支障があり、介護を必要と  
する方。





## 球場開き！招待高校野球

去る四月十日(日)、町のスポーツ広場のオープンイベント「球場開き！招待高校野球」が開催されました。当日は、風の冷たさの中、新津南高校、有恒高校、与板高校の三校を招いての大会となりました。結果は、地元勢は一勝一敗と惜しい試合でしたが、寒さを吹き飛ばす大熱戦となつた一日でした。

### △大会結果△

新津南	3	0	与板
有恒	3	14	新津南
与板	9	12	有恒



**シートベルトをして下さい**  
「スピードを出さないで下さい」「事故を起さないで下さい」と与板幼稚園児によるちびっこ指導隊が街頭に出て、前を通るドライバーに呼びかけました。これは、先月実施された春の交通安全運動期間中の一コマです。このちびっこ指導隊、交通指導所が設置された十四日には警察官や交通指導員・安全協会の人達とともに、その他にも三日間幼稚園独自で、無事故を呼びかけました。「シートベルトをして下さい」と呼びかけると、中にはそそくさとシートベルトを締めるドライバーも…。その効果は抜群でした。

—効果満点、ちびっこ指導隊—

## 開運！なんでも鑑定団 VTR撮り

先般回覧でテレビ取材協力をお願い致しました我が家の宝物の鑑定について、去る4月24日(日)、町民体育館において出張鑑定人石井久吾さん、司会者松尾判内さんと番組のVTR撮りが行われました。

11名の皆さんから、掛軸・巻物・絵等の宝物と共に出演していただきました。ご協力、大変ありがとうございました。

なお、テレビ東京で毎週火曜日21時～22時放送中です。当地域での放送日は未定。



## 交通安全は家庭から ～交通安全母の会総会～

去る4月23日(土)に、勤労青少年ホームにおいて交通安全母の会総会が開催されました。

交通事故がますます増加傾向にある現在、家庭の要である「おかあさん」一人一人が交通安全を心掛け、「家庭から、地域から、悲惨な被害者・加害者を出さない」という決意を新たにしました。その後、長岡市在住のギタリスト・畠山徳雄氏によるギター演奏会が催され、その美しい調に会場全体が酔いしれる一幕もありました。

交通安全母の会に対して、本年度も変わらぬ、ご支援ご協力をお願い致します。



井上さんは、新潟県チームで行われた第三十八回日本鍔道優勝大会に横原・井上春男さん(教士七段)が出場されました。井上さんは、新潟県チームのメンバーの副将として第一回戦、神奈川県代表と対戦し勝ち進みました。第二回戦では、昨年準優勝した強豪長崎県代表と互角に対戦し、大将戦で惜しくも敗れましたが、強豪チームを相手に大健闘されました。

井上春男さん(横原)  
鍔道優勝大会で  
健闘!



## 船戸町内で食推さん調理実習実施

3月6日に、船戸の食生活改善推進委員の皆さん(大川・大矢・五十嵐・坂田)が自分達が学んだ献立を町内の主婦の皆さんに伝達しました。参加した方からは、大変良かったという声とともに手紙が寄せられました。

「三度三度の食事の仕度は大変な反面、家族がおいしいと言ってくれるほどうれしいことはありません。献立もなるべくバラエティーに富んだものをと、心がけていますが、毎日となるとネタ切れということもあります。料理とは創意と工夫の芸術ではないかと思うほどです。色々料理の本はありますが、直接教えてもらうと、自分でもやれると実感がわき、とても勉強になりました。(横原)

他の町内でも、食推さんが伝達講習を通して仲間の輪を広げてゆきたいと思います。

## 与板町従業員表彰実施

与板町の事業所に勤務されている優良な従業員の方に対し表彰状並びに記念品が送されました。

大変おめでとうございました。

氏名	事業所
5年表彰	吉荒 カヅ
〃	丸山 正次
10年表彰	丸山 道子
15年表彰	八鳥 チヨ
〃	畠 八重子
30年表彰	千場 清太郎
〃	千場 ミキ
40年表彰	徳永喜久郎
	長田石材店

[以上敬称略]



## 通信記念日式典が 挙行されました

四月二十日、与板郵便局において第六十一回通信記念日式典が行われました。来賓として出席した平澤町長は、「今後も町民から期待される局づくりに尽力して下さい」とエールを贈りました。

この通信記念日は、明治四年四月二十日に東京→大阪間で郵便制度が導入されたことを記念して制定され、今日に至っています。与板局では、職員一同「地域をリードする郵便局」として決意も新たに取り組んでいます。



# お 礼

「第一回与板河川公園まつり」は、町民の皆様のご理解と百二十を超える町内外の企業・団体・個人の皆様の絶大なるご協賛と励ましの言葉をいただく中、実行委員一同感激のうちにこの催しを実施し、盛会のうちに終了することができました。

当日は、心配していた天候も午後には好転し、多くの町民の皆様から参加していただきました。「まつり」の人出は、午後七時四十五分頃には千二百四十三人に達しました。（町産業課調べ）

「まつり」が最高潮に達した頃、親睦の輪が二重、三重と広がり、賑やかな交歓風景があちらこちらで見られました。

町民の皆様から、桜の花の下で春の一日を楽しんでいただき、共に親睦を深めていたただくことが出来ましたことを「河川公園まつり」を企画・実施いたしました実行委員一同、協力団体の皆様とともに喜んでいる次第であります。

最後に、「河川公園まつり」の収支会計の概要を左記のようにお知らせし、事業報告とさせていただきます。なお剰余金については、後日、町建設課へ河川公園の桜植樹に役立ててもらうよう寄付させていただきます。有難うございました。

平成六年五月

## 第一回与板河川公園まつり実行委員会

(単位:円)

収 入		支 出	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
協 賛 金 (121件)	1,278,000	出 ほ 演 謝 料 か 謝 礼	370,000
与板町補助金	500,000	ステージ設置 音響・照明	620,000
		P R 費 用	188,555
		会 議 及 び 費 事 務	114,055
		運 営 費	232,508
		協賛者接待費	132,000
合 計	1,778,000	合 計	1,657,118

収入合計

支出合計

1,778,000円

- 1,657,118円

差引剰余金

= 120,882円